

ID: 197

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市準用河川管理条例 第9条		
例規番号	平成17年条例第141号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第9条 詐欺その他不正の行為により流水占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日